

第1章 自立支援プログラムとはどういうものか

1 自立とは何か（自立と自律）

自立支援を検討する上では、「自立」をどのように捉えるかが大切となってきます。

「自立」については、これまで他人の力を借りずに生活をするという考え方支配的でした。今日的にも非常に強い考え方ではないかと思います。自分が働いて得た収入で生活するという「経済的自立」、そしてその前提として自分の身の回りのことができるという「身辺自立（身体的自立）」等です。

他人の力を借りない、これは、公的な制度による支援を受けない、あるいは家族、親族の援助を受けずに生活するということが求められてきたと言ってよいかと思います。

生活保護制度における「自立」については、生活保護法のコンメンタールである『生活保護法の解釈と運用』の中で、その人の内在的な可能性を発見して、それを助長育成する、それが「自立」であり、「経済的な自立」と狭く捉えるべきではないと書いています。又惰民防止ということを目的として、「自立の助長」をうたったわけではないとも強調されています。

<生活保護法における「自立」>

生活保護法制定にかかわった小山進次郎氏は、「自立助長」について、以下のように述べています。

「最低生活の保障と共に、自立の助長ということを目的の中に含めたのは、『人をして人たるに値する存在』たらしめるには単に最低生活を『維持』させるだけでは十分ではない。およそ人はすべてその中に何等かの自主独立の意味において可能性を包蔵している。この内容的可能性を発見し、これを助長育成し、而（しこう）して、その人をしてその能力に相応（ふさわ）しい状態において社会生活に適応させることこそ、真実の意味において生存権を保障する所以である。社会保障の制度であると共に、社会福祉の制度である生活保護制度としては、当然此処迄を目的とすべきであるとする考えに出るものである。従って、兎角（とかく）誤解され易いように惰民防止ということは、この制度がその目的に従って最も効果的に運用された結果として起こることであろうが、少なくとも『自立の助長』という表現で第一義的に意図されている所ではない。自立の助長を目的に謳った趣旨は、そのような調子の低いものではないのである。」

(小山進次郎『改訂増補 生活保護法の解釈と運用』(復刻版)、全国社会福祉協議会、1975年、92頁～93頁)

したがって、生活保護における「自立」の趣旨は、「経済的自立」を超えて広く「社会的な自立」というものを考える必要があると当初から言われてきました。

しかしながら、生活保護行政の中では、「自立＝経済的自立」という考え方が非常に強いと言えます。

では、今でもこういう考え方が妥当性を持つのでしょうか。今日、自立の考え方は、大きく変わってきています。

障がい者の自立生活運動や高齢者の「自立」をどう考えるか、そういった議論の中で、「自立」の考え方の方向性として、「広く、自分の置かれた地域の中で様々な社会資源を活用して、自分が選び取って自分の生活を実現していく」という意味で使われるようになってきています。このように考えなければ、例えば、就職の可能性がない、「身辺自立」を図ることができない状態にある重度の障がい者や高齢者の人たちにとっての「自立」について答えが出ません。すなわち、経済的あるいは身体的支援を受けている彼ら・彼女たちは、「経済的自立」「身辺自立」というゴールにたどりつけない存在として捉えることになってしまいます。

そこで、地域の中で経済給付や対人サービスを受けながら自分決定・自己選択に基づき生活を営む「精神的自立」「援助（支援）付自立」という考え方で「自立」を捉え返す必要があります。

「自律」とは、「主体的、自律的に自分が選び取る」という新しい「自立」の考え方方に立つものであり、それを踏まえて社会福祉法（平成12年）及び『生活保護制度の在り方に関する専門委員会』（平成16年）において、次のように自立支援を整理しています。

<社会福祉法第3条（福祉サービスの基本理念）>

福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援するものとして、良質かつ適切でなければならない。

<生活保護制度の在り方に関する専門委員会報告>

就労による経済的自立のための支援（就労自立支援）のみならず、それぞれの被保護者の能力やその抱える問題等に応じ、身体や精神の健康を回復・維持し、自分で自分の健康・生活管理を行うなど日常生活において自立した生活を送るための支援（日常生活自立支援）や、社会的つながりを回復・維持するなど社会生活における自立の支援（社会生活自立支援）を含むものである。

上記のように『生活保護制度の在り方に関する専門委員会』において、「自立」概念を、「就労自立」「日常生活自立」「社会生活自立」の三つに分け、その考えのもとに平成17年度から生活保護受給者に対する自立支援プログラムが展開されることになりました。

2 「就労自立」と「社会生活自立」「日常生活自立」の関係

先に述べたように、「自立・自律」とは、「経済的自立」のための支援（「就労自立」支援）のみならず、それぞれの被保護者の能力やその抱える問題等に応じ、身体や精神の健康を回復・維持し、自分で自分の健康・生活管理を行う等「日常生活において自立」した生活を送るための支援（「日常生活自立」支援）や、社会的つながりを回復・維持する等「社会生活における自立」の支援（「社会生活自立」支援）を含むものです。

三つの自立（「就労自立」「日常生活自立」「社会生活自立」）それぞれは並列の関係にあります。これは、「就労自立」のために「日常生活自立」「社会生活自立」があるのではなく又「就労自立」が進められたとしても、「日常生活自立」「社会生活自立」が果たされているわけでないことを意味しています。それぞれの人が置かれている状況の中で、日常生活レベル、社会生活レベル、就労レベルで自分の可能性を追求していくこと、被保護者が決定・選択し自らが切り開くことを支援していくことが大切であると考えます。

3 自立支援プログラム導入の背景

今日、被保護世帯の中には、多様な生活課題を抱える方々がいます。とりわけ、アルコール・薬物等の依存症、多重債務、DV、児童虐待、元ホームレス、地域の中で孤立しネットワークをもたない高齢者、障がい者、傷病・障がい、精神疾患等による社会的入院、貧困の世代間継承（再生産）等が増えてきてい

ます。

又保護受給が長期化している被保護者が増えています。高齢者、傷病・障がい者世帯、その他世帯とも保護が長期化しており、経済給付は行っていますが、社会生活、日常生活自立が十分図られていない被保護者も見られるようになっています。

これら被保護者の生活課題や保護の長期化に十分に対応できていないため、実施機関である福祉事務所ではその関わりに苦慮している現状があります。実態としては、CWの個人的努力や経験に負う取り組みがなされていますが、関わるCW個々の職員の対応にバラツキがないか等、利用者にとって必ずしも十分な自立支援となっていました。

<貧困とは何か>

「貧困」とは、最低生活以下の状態、すなわち、社会生活を維持していくことができない状態と捉えることができます。

貧困な状態にある人たちの生活問題は、所得あるいは資産の不十分さといった経済的問題が基底となり発生しています。不安定雇用・低賃金・失業といった労働に関わる問題から、経済的基盤の不安定からくる消費の萎縮、家族関係の破綻、住環境の悪化といった生活の諸側面に多岐にわたって現れるのが特徴です。

そして、それは、直接的には経済的問題という形であらわれますが、非経済的問題にも影響を与え、問題をより重層化させるという側面をもっています。したがってその問題は量的広がりとともに質的深さを伴っているのが一般的傾向です。

4 プログラム作成の目的

そこで、より有効な支援方法や社会資源の開発・活用や生活保護制度を支える体制（組織・業務・財政・人的の各体制）の検討が必要となってきます。

<生活保護制度の在り方に関する専門委員会報告>

同報告書において、生活保護制度が『最後のセーフティネット』として適切に機能するためには、

「①被保護世帯が抱える様々な問題に的確に対処し、これを解決するための『多様な対応』

②保護の長期化を防ぎ、被保護世帯の自立を容易にするための『早期の対応』

③担当職員個人の経験や努力に依存せず、効率的で一貫した組織的取組を推進するための『システム的対応』

の三点を可能とし、経済的給付に加えて効果的な自立・就労支援策を実施する制度とすることが必要であると考えられる。このためには、被保護者と直接接している地方自治体が、被保護世帯の現状や地域の社会資源を踏まえ、自主性・独自性を生かして自立・就労支援のために活用すべき『自立支援プログラム』に基づいた支援を実施すべきである。」としています。

そして具体的には、

「①地方自治体が、地域の被保護世帯の抱える問題を把握した上で、自主性・独自性を生かして重層的かつ多様な支援メニューを整備し、被保護世帯の問題に応じた自立支援プログラムの設定」

「②被保護者は、生活保護法に定める勤労・生活向上等の努力義務を実現する手段の一つとして、稼働能力を始めとする各被保護者の状況に応じたプログラムに参加するとともに、地方自治体はプログラムに沿った支援を実施」

「③地方自治体は被保護者の取組状況を定期的に評価し、必要に応じて被保護者が参加すべきプログラムや支援内容の見直し」としています。

このような提言を踏まえ、厚生労働省において、実施機関である福祉事務所が組織的に利用者の自立を支援することを目的として、平成17年度から自立支援プログラムの導入を図ることとしました。

5 自立支援プログラムによる援助方法の見直しと整理

自立支援プログラムの導入について多くのCWは、今行っている被保護者への対応で精一杯のため、これ以上の仕事は増やしたくないと考えていると思います。

様々な質の業務に追われ、被保護者への援助方法の整理もできていない苦しい状況なのではないでしょうか。

しかし、複雑な生活上の課題を有する被保護者への援助が、CWの困難さ、大変さであるならば、CWの負担が大きなものについて自立支援プログラムを作成することが解決の糸口となると言えます。

ただ、どんなに良いプログラムであっても、CWの負担が大きすぎて実施ができなくては意味がありません。自立支援プログラムの検討は、CWの負担をどのくらい減らすかということとセットで行なう必要があり、新たな業務の増

加だけでなく、既存業務の削減も同時に行なう必要があると思います。

援助方法の体系的整理と、組織的援助を行なう自立支援プログラムを作成する過程で、業務の見直しを行い、必要性の薄いもの、効果の乏しいものを整理し、関係機関との具体的な連携方法を明らかにすることで、CWの負担が軽減され、より有効な自立支援が可能になるのではないかでしょうか。

つまり、自立支援プログラムを検討することが、CWの業務改善につながる可能性があるのです。

一つの例ですが、被保護者ごとに各自立の有無を確認し、「最低生活保障だけを行なえばよい被保護者」と「最低生活保障とともに自立支援を行なう被保護者」に区分し、前者については最低生活保障を中心とした援助とし、後者については、自立支援プログラムに明記されている関係機関とともに組織的援助を行なうこととします。自立支援プログラムにより担当世帯をこのように区分することで、家庭訪問回数の整理（多くは生活保護手帳にあるように一年に二回になる可能性がある）や、関係機関との連携が行なわれることで、CWの事務的、精神的負担が減るのではないかでしょうか。

この他にも、記録のありよう、負担が大きいと言われる調査のあり方や方法等の事務処理についても、見直すことが可能だと思います。

福祉事務所で生じることの多い困難な課題を類型化することで、その福祉事務所の課題やCWが悩んでいる課題が明確にされます。その課題解決へ向けて、援助方法の体系的整理と組織的な援助である自立支援プログラムを作成しておくことは、自立へ向けての援助水準が向上し、CWの精神的負担、事務的負担も軽減される可能性が高いと考えられます。

<生活保護における援助（相談援助活動）と支援（支援活動）>

「援助」と「支援」とはどう違うのでしょうか。

「援助」とは、援助者であるソーシャルワーカーが主体となり、対象者である利用者に働きかけ生活課題を緩和・解決を図っていくことを指します。

それに対し、「支援」とは、利用者が主体となって生活課題の解決・緩和を図り、援助者であるソーシャルワーカーはそれを側面から支援していくことを指します。

「援助」の主体はソーシャルワーカー、「支援」の主体は利用者です。しかしながら、実態としては、「援助」においても「支援」も共に利用者主体という考え方のもとに相談あるいは支援活動が展開されていますが、「支援」という言葉を使用することで、よりその考え方を明確に表明していると言えます。

すなわち、利用者主体という考え方のもとに、利用者の生活課題の緩和・解決を図ることが「援助」から「支援」への方向で対人サービスが進められてきていると言えます。

※本手引きでは、「援助」と「支援」を同義で用いることとします。

第2章 自立支援プログラムに対する評価

1 自立支援プログラムに対する評価の視点

自立支援プログラムを活用することにより、被保護者の自立にどの程度効果があったのかを明らかにする必要があります。

それには、CW自身による援助者による評価、被保護者である利用者による評価、そして関わる当事者（援助者、利用者）以外の第三者による評価があります。

評価の目的は、データに裏付けられた実践の実現にあります。

それは、被保護者である利用者及びその世帯に対して、直接援助を行う援助者が説明責任（アカウンタビリティ）を果たすことでもあります。

援助者は、利用者及びその世帯を援助するにあたり、どのように問題を把握し、援助計画や方法を選択し、援助を実行しているのか、又それが利用者にとってどのような意味を持つのか、評価・効果測定する必要があります。

2 自立支援プログラムに対する評価の方法

評価の方法として、援助（支援）によってもたらされた結果を分析する方法のアウトカム評価（効果測定）と援助の過程を分析する方法のプロセス評価があります。

アウトカム評価（効果測定）は、援助する前と援助することによってもたらされた結果を評価するものであり、効果測定は、援助（支援）の結果から効果を判断する評価であると言えます。

プロセス評価は、援助（支援）経過を継続的に観察し、利用者及びその世帯の問題解決・ニーズ充足に影響しているか評価する方法です。

板橋区の自立支援プログラムに対する評価は、援助者によるアウトカム評価です。

したがって、自立支援プログラムに対する評価であって、援助者（CW）に対する評価や、当事者（被保護者）への評価ではありません。

Ⅱ部 個別支援プログラムを有効 に活用するために

II部 目 次

第1章 個別支援プログラム実施にあたって	13
1 個別支援プログラム支援対象者の選定	13
2 留意事項について	14
3 自立支援プログラム実施上の評価・確認について	15
4 支援対象者が個別支援プログラムの参加に積極的 (協力的) でない場合	18
第2章 個別支援プログラム留意事項・課題改善項目	21

第1章 個別支援プログラム実施にあたって

1 個別支援プログラム支援対象者の選定

板橋区福祉事務所の個別支援プログラムは、被保護者の課題毎に作成されているため、個別支援プログラム毎に対象者の選定方法が変わります。

生活上の課題（支援対象者の状態）により支援対象者の選定基準を下記のように分類しますが、これは目安のため被保護者の実態に合わせて判断をしてください。

①個別支援プログラム支援対象者の選定基準

A 該当者は全て支援対象とする

支援の必要性が高く、該当者は全てプログラムによる支援を行う必要のある者。

高校進学対象者、義務教育不登校児等当事者だけで解決することが困難な場合が多く、支援の必要性が高い場合です。

B CWの判断による

本人が拒む場合でもCWの判断によりプログラムによる支援を行う必要のある者。

ひきこもり状態や認知症、精神疾患が疑われるがその改善や受診に拒否的な人もいます。このように合理的、妥当な判断を行うことができない場合等、支援を表面的には拒む可能性が高い場合です。

C 関係機関等との協議による

関係機関との協議によりプログラムによる支援を行う。

長期入院患者の退院支援やハローワークを利用した支援等関係機関の積極的な支援が必要とされる場合です。

D CWが判断し、同意した者

プログラムによる支援を行うことが必要で、本人が同意する者。

多重債務解消や就労支援等支援対象者の内、本人だけでの解決が困難な場合、情報提供することで支援を自ら求め、CWも支援の必要性を判断する場合です。

E 全て行うことが望ましいが、CWの判断による

プログラムによる支援を行うことが望ましいが、支援対象者が多いことからCWの判断で順次行う。

在宅精神障がい者や要介護高齢者等プログラムによる支援を行うことで、援助の見直しや支援方法の整理になり、個別支援プログラムの実施を行うことが望ましいが、支援対象者の多いことから一度に全てできにくい場合です。

②個別支援プログラム毎の分類

高校進学支援プログラム	A 該当者は全て支援対象とする
不登校児支援プログラム	A 該当者は全て支援対象とする
ひきこもり改善支援プログラム	B CWの判断による
若年者社会生活支援プログラム	B CWの判断による
精神障がい者在宅生活支援プログラム	E 全て行うことが望ましいが、CWの判断による
精神科等受診支援プログラム	B CWの判断による
精神障がい者退院支援プログラム	C 関係機関との協議による
在宅要介護（支援）高齢者等支援プログラム	E 全て行うことが望ましいが、CWの判断による
介護サービス利用支援プログラム	B CWの判断による
人工透析患者支援プログラム	E 全て行うことが望ましいが、CWの判断による
居宅生活移行支援プログラム	D CWが判断し、同意した者
住宅情報提供支援プログラム	D CWが判断し、同意した者
成年後見制度利用支援プログラム	B CWの判断による
多重債務解消支援プログラム	D CWが判断し、同意した者
就労支援プログラム	D CWが判断し、同意した者
「生活保護受給者等就労支援事業」活用プログラム	C 就労支援相談員との協議による

2 留意事項について

個別支援プログラムを実施する上で注意すること、配慮すること等を個別支援プログラムごとに「留意事項」としてまとめました。これは、CWの経験が浅い人や、ベテランであっても、初めて経験する被保護者の課題を個別支援プ

ログラムにより解決しようとする場合、戸惑うことも少なくないため、個別支援プログラムを使いこなせるように考えたものです。

留意すべき項目は、
「支援対象者との関係」
「家族との関係」
「関係機関との関係」
「その他の留意事項」とされています。

当該個別支援プログラムを利用する際に一読していただき、面接や関係機関との連携の際に活用してください。

生じる可能性のある事項すべてを想定することは困難なため、一般的に生じがちな項目を中心にしてあります。このため、不十分な点もあると考えられますので、実態に合わせて「留意して」活用してください。

3 個別支援プログラム実施上の評価・確認について

① 「到達点」と「CWによる確認方法」について

就労支援プログラム、「生活保護受給者等就労支援事業」活用プログラム等については、就労者数、収入認定額等の「数字上の成果」を評価することは可能です。

しかし、社会生活自立、日常生活自立の支援については、評価が難しいと言えます。それは、課題の性格から時間を要するものも少なくなく、又結果のみを評価対象とすると「達成（到達）したか」「達成（到達）しなかったか」の二区分になりがちとなり、対象者への支援とその成果を正しく示すことが難しくなってしまいます。

例えば「ひきこもり改善支援プログラム」では、ひきこもり状態が解消することだけではなく、CWや関係機関の支援で当初は会うことも拒んでいた支援対象者が、「あいさつを交わすようになった」「自室内では面接できるようになった」ことも支援の成果であり、評価できることです。

このように個別支援プログラムを評価する場合は、支援・援助の結果（プログラムを実施することで支援対象者がどのように変化したか、生活が改善したか）、支援対象者に対する働きかけ（CWが支援対象者にどのような支援を行ったか）の両面から行う必要があります。

これを「個別支援プログラム到達度評価」と呼びます。

社会生活自立、日常生活自立の支援のように数値化することは困難であって

も、CWの働きかけで支援対象者の状態が改善されたこと（「支援対象者の課題改善（到達）項目」）と、そのための支援の方法（「CWの援助の点検」）を、個別支援プログラム到達度評価により確認することとしました。

※実態として支援の主体がハローワークである「生活保護受給者等就労支援事業」活用プログラムについては、支援の評価・確認は行わないこととしました。

②「個別支援プログラム到達度評価」の方法

支援方法やプログラム自体の効果の点検を行うために、個別支援プログラム毎に「個別支援プログラム点検票」を使用することとしました。

評価の対象は、利用者（支援対象者）と援助者（CW）の二つです。

「点検票」ではまず、1.「課題改善状況」欄で「改善」したか「支援継続中」かの結果を点検します。次に、2-(ア)「支援対象者の課題改善（到達）項目」欄で、具体的に改善された項目に対する到達段階を点検します。同様に2-(イ)「CWによる援助の点検」欄で、CWの具体的な働きかけに対する到達段階を点検します。

それぞれの「到達段階」は、「できない⇒少しできた⇒ある程度できた⇒できた」という段階で表すようにしました。

個別支援プログラムは、課題毎に作成されていますから「支援対象者の課題改善（到達）項目」「CWによる援助の点検」は、個別支援プログラム毎に異なります。したがって、異なるプログラムの到達度等を比較することは意味がありません。

又「個別支援プログラム点検票」の項目ひとつひとつは、様々な段階での内容になっていることから、「到達段階」である「できない」「少しできた」「ある程度できた」「できた」を点数化したり（軽重を設けたり）、比較したりすることも意味のことです。

あくまでも、支援対象者が項目毎にどのくらい改善が見られたか、CWが援助をどのようにってきたかの点検です。

支援対象者によって状況は様々であることから、「点検票」の項目全てに支援（方法）をあわせる必要はありません。

又「点検票」の記入は、CWが支援を行った上での印象によって記入をすればよく、支援対象者に確認を求めたりする必要もありません。

本来的には支援対象者自身による「当事者評価」も必要であると言えますが、今回はその必要性の確認にとどめ、今後の課題とすることとなりました。

③個別支援プログラム到達度の確認期間

「達成できない」「改善が見られない」理由は、CW の支援が不十分なことが原因とは必ずしも言えず、関係機関の支援が不十分、個別支援プログラム自体が不十分、そもそも支援対象者にプログラム参加への意欲が薄い等様々です。

このように、現状の支援方法が適切か否かを判断するための材料とするため到達度の確認に一定の期間を設けました。

又本当に改善がないのかどうかも一定の期間で点検する必要があるからです。

確認期間については、下記の期間を目途にすることとします。

- A プログラムによる支援を行ったことで、概ね3か月程度で改善（達成）が見られたとき、又は改善（達成）したとき。
- B プログラムによる支援を行ったことで、概ね3か月程度で一定の改善が見られたとき、一定の改善（達成）したとき。
- C 概ね3か月間に達したものの、改善（達成）があまり見られないとき。
- D 概ね6か月間に達したものの、改善（達成）が見られないとき。
- E 以上に該当しない場合は年度末。

到達段階の評価期間を3か月、6か月としたのは、就労支援プログラム等での支援期間が3か月とされていること、医療機関との連携が必要な生活課題の支援もあることから要否意見書等の最長期間が6か月であること、社会生活自立、日常生活自立の支援期間は長期化することもあること等からです。

又期間毎の達成を確認しにくい場合は、年度末に行うこととしました。

個別支援プログラムごとの期間の設定は、CW が支援対象者との関係を考えながら選択をしてください。

ただし、初回及び担当 CW が替わったときは、確認の時期は6か月を超えないようにしてください。

④「支援結果の到達状況」と「支援方法の点検」についての注意

個別支援プログラムは、課題毎に作成されていることから、異なるプログラムで支援を行っている支援対象者間の「到達状況」を比較することは意味がありません。

又「個別支援プログラムの到達度評価」が支援対象者間の比較でないことは当然です。例えば、ひきこもりの A さんが CW と室内で会えるようになったことと、別のひきこもりの B さんが外出できるようになったことを比べることに意味はありません。

それぞれの困難な状況から、CWや関係機関の支援で到達したもので、いずれも評価されることであり比べること自体が誤りと言えます。むしろ、生活課題の改善がどのくらい行えたのかをひとりひとりについて見ていくことが大切です。

さらに、CWに対する評価でないことも当然です。

CWの支援により課題が改善されれば、支援対象者本人はもちろんCWも達成感が得られると思います。しかし、改善できない場合であってもその原因は複雑多岐にわたっており、そのことでCWを評価することは誤りであり、支援にあたって無意味であると言えます。

このように「個別支援プログラム到達度評価」は、支援対象者の課題改善の到達段階の確認をすることで、支援方法の整理と個別支援プログラム自体の見直し等に活用されるものです。

4 支援対象者が個別支援プログラムの参加に積極的（協力的）でない場合

①同意について

厚生労働省によると自立支援プログラムへの参加は、本人の同意が原則となっています。しかし、社会生活自立、日常生活自立の阻害要因を有する被保護者の場合、合理的、妥当な判断を行うことが不十分なこともあります。例えば、認知症が疑われるが受診せず、不衛生な生活をしている高齢者の場合、個別支援プログラムの参加に同意することに理解できない場合もあります。

このため、板橋区の自立支援プログラムでは「生活保護受給者等就労支援事業」活用プログラム以外は、文書による同意は求めないこととしました。支援対象者の状況に応じ、支援することについて口頭等で同意が行われればよいこととしました。

②自立支援プログラムの参加に積極的でない場合

個別支援プログラムを開始したものの、支援対象者が参加に積極的でない場合や、取り組みが不十分な場合が生じることも考えられます。

例えば、「介護サービス利用支援プログラム」「精神科等受診支援プログラム」では、認知症や精神疾患等の自覚の少ない被保護者を支援対象者とすることから、当初は支援に対して拒否的な場合もあると思います。

この場合、支援対象者が拒否的な言動を行ったとしても、支援を行わなければなりません。

ば日常生活や社会生活の問題は解消されず、より悪化する可能性もあるため、関係機関と連携しつつ支援対象者と信頼関係を作り、時間がかかっても支援を行う必要があります。

又「ひきこもり改善支援プログラム」等で、プログラムへの参加に拒否的な場合や参加したが積極的でない場合については、精神的問題の他に社会経験の不足や人間関係の持ち方が未熟な場合も考えられます。改善に時間がかかっても関係機関と連携しながら支援を行う必要があります。

「就労支援プログラム」では、プログラムに参加したが就労意欲が低く積極的でない場合等は、就労支援相談員と協議の上、支援を中止することとなっています。

この場合、積極的でない支援対象者を「怠け者」と決め付けるのではなく、就労意欲が生じない背景や理由を検討する必要があります。疾病や障がいがない場合でも学力、就労歴、生活歴等から就労先が限られることもあります。さらに、その限られた就労先が精神的、肉体的にも厳しいものであったり、そもそも就労経験がない場合や極短期間での転職の繰り返しで、就労自体のイメージがないこと等も考えられます。

就労意欲の低い被保護者への支援は大変困難なものがありますが、その背景や理由を十分に考慮し、他の支援の選択肢や技能習得等も含めた支援を検討してください。

第2章 個別支援プログラム留意事項・課題改善項目

個別支援プログラム一覧

○ 高校進学支援プログラム	22
○ 不登校児支援プログラム	30
○ ひきこもり改善支援プログラム	38
○ 若年者社会生活支援プログラム	46
○ 精神障がい者在宅生活支援プログラム	52
○ 精神科等受診支援プログラム	60
○ 精神障がい者退院支援プログラム	68
○ 在宅要介護（支援）高齢者等支援プログラム	76
○ 介護サービス利用支援プログラム	84
○ 人工透析患者支援プログラム	92
○ 居宅生活移行支援プログラム	98
○ 住宅情報提供支援プログラム	104
○ 成年後見制度利用支援プログラム	110
○ 多重債務解消支援プログラム	116
○ 就労支援プログラム	122
○ 「生活保護受給者等就労支援事業」活用プログラム	130

高校進学支援プログラム

1 目的

中学3年生の子どもを持つ保護者に、子どもの高校進学に対する動機付けを行い、保護者と子どもの進学意識を高め、貸付資金・就学扶助の情報提供を行う等、高校入学までの支援を行うことで、子どもの社会的自立を促すことを目的とする。

2 概要

中学校の進路指導日程に合わせて、貸付資金・就学扶助の申請方法・時期等の情報提供を行うとともに、高校進学支援プログラム検討票（以下「検討票」という。）により、子どもの志望校や貸付資金・就学扶助等について整理・調整し、高校入学まで継続的に支援を行う。また、必要に応じ、通学先の中学校と連携する。

3 高校進学支援プログラムチャート表

